

持分なし医療法人への移行促進策の延長は2023(令和5)年9月まで

出資者が持分を持つ形態の「持分あり医療法人」は、2007（平成19）年4月1日以後は新規の設立ができなくなっていますが、まだ7割弱の法人が持分あり医療法人となっています。出資者の相続等の際に経営を揺るがす場合もあり、国は「持分なし医療法人」への移行促進策（税制優遇措置、低利融資等がある「持分なし医療法人への移行計画の認定制度」）を実施しています。移行促進策の期間は、当初は2014（平成26）年10月1日～2017（平成29）年9月30日まででしたが、2017（平成29）年の医療法改正で3年間、2021（令和3）年の医療法改正でさらに3年間（2023（令和5）年9月30日まで）延長されています。持分なし医療法人への移行を検討する際の準備やポイント等をみていきます。

認定医療法人制度の認定期間を再度延長

医療法人は、法人の実態による区分で「財

団」と「社団」のどちらかに分かれている。財団医療法人は、設立に必要な財産を個人・法人の寄付や無償譲渡で設立するもので、社団医療法人は、主に複数人から現金や不動産等の出資を受けて設立されるものである。現在、医療法人の99・3%が社団医療法人となっている（2021（令和3）年3月末時点）。社団医療法人のうち、出資者が出資した割合に応じて払戻を請求する権利がある法人を「持分あり医療法人」、払戻を請求する権利をもつ出資者がいない法人を「持分なし医療法人」という。

「持分あり医療法人」については、法人解散時等に法人の財産を出資者の持分割合に応じて分配可能（剰余金配当は禁止）である点が営利法人と同様な取扱いであること、出資者の死亡により相続税を支払う必要が生じると持分の払戻請求が行われ、医業継続への支障が出ること等（図表1）から、2006（平成18）年の医療法改正で2007（平成19）年4月1日以後の新設はできなくなり、「持分なし医療法人」のみが新設できることとな

った。これは、残余財産の帰属すべき者を国等に限定し、医療法人の非営利性の徹底を図ることを目的とした法改正であった。

なお、2006（平成18）年時点で存在していた持分あり医療法人については「当分の間」持分ありのままでもよく、持分なし医療法人への移行は自主的なものとされた。

その後、2014（平成26）年に行われた医療法改正では、「持分なし医療法人」への移行促進策として認定医療法人制度が創設され、2014（平成26）年10月～2017（平成29）年9月までの3年間を認定期間とした。しかし、認定され、出資者が持分放棄して持分なし医療法人へ移行しようとしても、医療法人へのみならず贈与税が非課税になるかどうかは「役員数（理事6人以上、監事2人以上）」、「医療機関の名称が、都道府県が作成する医療計画に記載されていること」、「役員等のうち、親族・特殊の関係がある者は3分の1以下であること」等の国税庁通達に定める要件を税務署が個別判断することとされていたことから、制度の利用はあまり進まなかった。



図表 1 純資産が増えた場合の持分の評価額増加のイメージと影響

「持分」とは、「定款の定めるところにより、出資額に応じて払戻し又は残余財産の分配を受ける権利」（平成 26 年改正医療法附則）のこと。

持分割合は、当初の出資額の比率割合に応じて決定されるため、設立時の出資額は数百万円であったとしても、年月の経過により数億円に増加していることも少なくない。残余財産・払戻しにおいては、その時点の法人資産が、持分割合に応じて分配される。

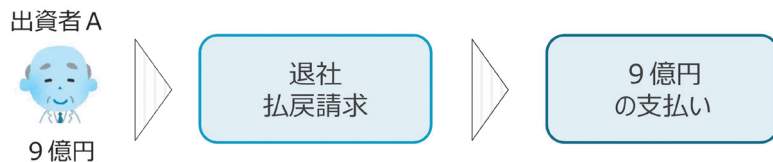
例

	設立時	現在
出資者 A	1,800 万円	90,000 万円
出資者 B	600 万円	30,000 万円
出資者 C	600 万円	30,000 万円

→ 資産が 50 倍に増加
持分も 50 倍に増加

<直接的な影響> 持分の払戻請求権の存在

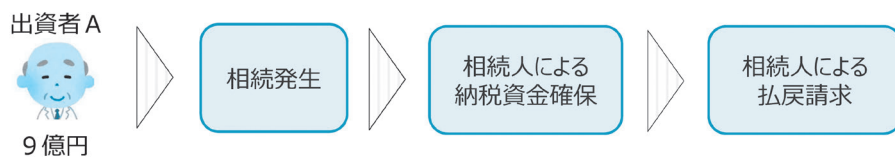
持分を有する出資者 A は、退社時に医療法人に対して自己の持分に相当する財産の払戻しを求めることができる。その場合、医療法人に 9 億円の支払い義務が生じることとなる。



<間接的な影響> 相続税、贈与税による影響

持分を相続したことによる多額の相続税の納税または回避のため、払戻請求権の行使または持分の放棄を行う。

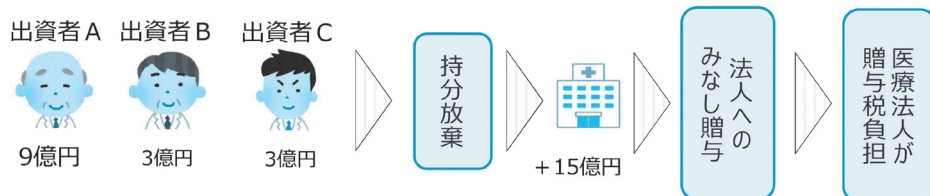
① 出資者 A が死亡し、相続が開始した場合 → 相続人による払戻請求が発生



② 出資者 A が持分を放棄した場合 → 残存出資者に贈与税課税のリスクが発生



③ すべての出資者が持分を放棄した場合 → 医療法人に贈与があったとみなされ、一定の要件を満たさなければ医療法人が贈与税を支払うこととなる



そこで、2017（平成 29）年の医療法改正では、認定医療法人制度の要件を 8 つの運営に関する要件に整理し直し（4 頁図表 2）、医療法人に課されるみなし贈与税を非課税とする仕組みを加えたうえで、認定期間を 20（令和 2）年 9 月まで延長した。

この改正の最大のポイントは、非課税とな

るかどうかの判定が税務署の個別判断だった 2017（平成 29）年 9 月までと異なり、厚生労働大臣の認定を受けることができれば、非課税が確定する仕組みとなった点である。

なお、認定医療法人制度では移行後 6 年間、「運営の状況に関する報告書」を提出（年 1 回）

することが求められる、運営要件を 6 年間維持する必要がある。

さらに、制度を利用する認定医療法人と、その持分を有する出資者・相続人は、移行計画の達成や移行後の「持分なし医療法人」の運営の安定に向けた助言、指導、資金の融通のあっせん等の援助を受けることができるが、

※図表 1…「持分の定めのない医療法人への移行認定制度の概要」（令和 3 年 6 月 1 日）より



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949